

令和元年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 令和元年12月16日(月)

10時～12時

場 所 県分庁舎2F 教育委員室

【事務局あいさつ(教育監)】

皆様、おはようございます。教育監の佐藤でございます。本日は、島根県生徒指導審議会の開催に当たりまして、委員の皆様には年末の大変お忙しい中、こうして全員の委員の方に御出席をいただきました。まことにありがとうございます。また、平素より子供たちの生徒指導の問題に関しまして、それぞれのお立場から御指導、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今月2日に、安来市で小学校4年生の児童が亡くなるという、大変痛ましい事件が発生をいたしました。深い悲しみとともに、教育委員会として何かできなかったのかなと無念な気持ちでいっぱいでございます。亡くなられた児童に対しまして、改めて御冥福をお祈りしたいと思っております。

なお、県教育委員会では本事案の連絡を受けまして、亡くなった児童が通っていた小学校へ、事件が発覚した当日からスクールカウンセラーを派遣しまして、児童に対する心のケアに努めたところでございます。今後も安来市教育委員会と連携をとりながら対応していきたいというふうに考えております。また、この事案に関しましては、健康福祉部で第三者委員会の調査が現在行われております。その中での事例検証等を踏まえつつ、今後の学校や教育委員会としての対応を改めて検討していきたいというふうに考えております。

それでは、本日の1番目の議題でございます。島根県の生徒指導上の諸課題に関する状況の調査結果につきましては、新聞でも大きく報道されましたが、県内のいじめの認知件数は過去最高となっております。しかし、これは学校現場でのいじめの積極的な認知と早期対応を図り、いじめを見逃さない、見過ごさない、そういった学校づくりが進んでいる結果であろうというふうに認識をしております。本日は、本調査結果の概要説明と、昨年度に引き続きまして、島根県教育委員会が重要課題としております不登校対応の取り組み、本年度実施をいたしましたSNS相談事業について、事務局から説明をさせていただきます。限られた時間ではございますが、委員の方々にはそれぞれの分野から忌憚のない御意見をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 【事務局から会議成立及び委員紹介】

<委員10名全員出席により会議成立（島根県生徒指導審議会規則第5条第2項）>

### ●会長

失礼します。皆さん、おはようございます。お忙しい中、全員ご出席ということで、大変ありがたく思っております。今ありましたように、10月の17日に、平成30年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が国のほうから公表されました。本日は、その島根県に関する部分についての説明、また、特段に力を入れて取り組んでおられる不登校の状況に対する取組や、SNS上の相談に関する取組などの御報告をいただいて、御審議をいただきたいと思えます。

この会議は子どもの起こした問題など学校における課題となっている状況について審議するような、そういうイメージを抱かれがちですが、私の認識としては、学校を中心として家庭や地域で子どもが吸っている空気—つまりどんな気持ちで毎日をすごしているのか—ということ—その空気に関する一番基本のところを検討する委員会だというふうに考えています。起こした問題ではなくて、問題としては表に出てきてなくても、子どもが学校や地域や家庭で日々どんな空気を吸って生きているか、そのモニターをきちっとできていないと、優れた教育計画も学力向上をめざした指導案も、なかなかその成果があがらないでしょう。そのことについて、皆さん方から広範な御意見を頂戴できればというふうに考えているところです。限られた時間ですけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に会議の公開について確認をさせていただきますが、島根県の情報公開条例34条に基づきまして、この会議は公開となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。後段のところ意見交換を行いますけど、意見交換のところにつきましては、個人情報にかかわる問題あるいは御発言があるようでしたら、手を挙げておっしゃっていただければ、その部分以降は非公開という形で進めたいと思っております。意見交換の部分についても、広く公開しても私は構わないというふうに思っていますが、特に個人情報が出るような場面がございましたら、少し合図していただければ、そのような形で進めたいというふうに、お諮りしながら進めたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次第に従って進めますが、最初の1番が先ほど申し上げた平成30年度の状況についての御報告ということでございます。事務局のほうからお願いいたします。

### ●事務局

まず、暴力行為の発生状況について、資料1の6ページをごらんいただきたいと思えます。平成30年度の県内の公立の小中高等学校の暴力行為の発生件数は961件、前年度比が167件減、14.8%の減でした。県の合計について国公立を合わせた数字では、平成30年度は合計が990件、1,000人当たりの発生件数は13.6でした。

続きまして、6ページ、形態別について、対教師暴力は小学校で増加、中学校では減少。生徒間暴力は、小学校・中学校ともに減少。対人暴力は中学校で増加、器物損壊については、小学校・中学校ともに増加となっております。暴力行為が減少した理由といたしましては、暴力行為に対して学校内で教職員の認識が共通理解されたことや、ささいな事案も報告し合う組織となり、細かい記録をとり対応されてきた結果、徐々に暴力行為の発生件数が減少してきたと考えております。一方で、暴力行為の発生状況は高い状況が続いております。これは、見逃さない、見過ごさないという意識から報告されているものの中に、文部科学省が示している暴力行為の例としては、遊びやふざけを装って特定の生徒の首を絞めた、上級生が下級生に対し指導と称して掃除用具でたたいた、教師の腕をカッターナイフで切りつけた、教室の窓ガラスを故意に割ったなどが挙げられておりますけれども、これに対して島根県では、からかいを受けた生徒が怒って相手の手首を強くつかんで殴ろうとした、度胸試しと称して腕にしっぺをした、情緒が不安定となり教師に対してのこぎりを振り回した、職員室の入り口の戸を思いっきりあけて機械警備の部品が破損したなどの内容や、程度が下回ったものが含まれており、暴力行為の件数が多い状況となっておりますが、県内の学校が荒れているという状況にはないと認識しております。細かく子供たちの様子を見て、その都度指導を行っている状況でございます。引き続き一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えております。また、それと同時に、調査として数字を検討する際には、文部科学省の基準に照らして計上するよう、さらに周知を図ってまいります。

続きまして、資料8ページのいじめの状況についてです。公立の小学校・中学校・高等学校、特別支援学校の数値ですが、認知件数は2,679件、前年度比882件の増、割合にしますと49.1%の増になります。県の国公立を含めた認知件数は、全体で2,742件、1,000人当たりの認知件数は37.1件となっております。全国平均が40.9ですので、昨年度よりも1,000人当たりの認知件数がかなり増加しましたが、まだまだこれでも全国の平均には届いていないという数値となっております。

(3)のいじめの現在の状況に関しては、解消しているものが全体で1,978件とい

うこととなりますので、構成比としては73.8%が解消しているということになっております。続きまして、その下、いじめの認知件数の学年別内訳ですが、小1、小2、小6、高1、高2が前年に比べ増加が顕著にあらわれているという結果になっています。

続きまして、次のページ、詳細版の9ページです、資料1の9ページになりますけれども、(5)いじめの発見のきっかけです。本人からの訴えが最も多い。訴えやすい状況になりつつあるというふうに考えております。次いで保護者からの訴え、学級担任の発見という順番になります。高校生の特徴としましては、ほかの校種に比べるとアンケート調査などによる発見の割合が高いということが見てとれます。周りの大人や友人に余り相談しない状況がこれからも見てとれるかと思えます。続きまして、6番です。下の表ですけれども、いじめられた児童生徒の相談状況。半数が学級担任に相談している。誰にも相談していない割合は5%ほどということになっております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、10ページ、いじめの態様ですが、冷やかし、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるが最も多く、次いで軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするというのが多くなっております。いじめの認知件数が増加していることについては、いじめの認知件数はこれまでで最多の認知件数とはなっております。校長会を初め教員研修でのいじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことがあげられます。あと、指導主事による学校訪問を通じて、法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してきたことによるものもあげられます。各校において、いじめの定義が定着し、組織的な対応が行われていると考えております。いじめについては以上になります。

続きまして、資料の13ページ、小学校及び中学校における長期欠席の状況です。上の四角の中は不登校の部分抜き出したものになっております。不登校児童生徒の数が島根県の公立の小学校・中学校・高等学校では1,024人、前年度比142人の増、16.1%の増となっております。これに国公立を乗せた数字、合わせた数字は、3ページに戻りますが1,043人ということで、1,000人当たりの発生件数は19.8になります。これもまだ多い状況が続いておりますけれども、この小・中学校における不登校に関しましては、後ほど(2)のほうで詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、(1)のところではここまでとすることにさせていただきます。

続きまして、資料の15ページ、高等学校における長期欠席の状況です。不登校生徒が234人、前年度比16人増、7.3%の増ということになっております。これも県の国

公私立を合わせた数字では316人で、1,000人当たりが17.0ということになっております。不登校生徒の学年別の内訳は、全日制では高校2年生がやや増加、定時制はやや減少ということが見られます。

続きまして、不登校の要因に関しては、資料の16ページになります。全日制、定時制ともに、不登校の分類として、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向の場合、そのうちの区分として、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安が要因として上げられております。特に全日制では、入学、転編入学、進級時の不適応が特徴的な要因となっております。高校2年生でやや増加している要因として、2年時からのコース選択等における不適応が考えられるのではないのでしょうか。

続いて、6の不登校生徒への指導の結果の状況です。指導の結果、登校できるようになったのは38.5%、234人のうち90人、38.5%、登校には至らないが、好ましい変化が見られるようになった生徒の数が17.1%ということになっております。

続きまして、資料17ページ、高等学校中途退学者の状況です。これは合計が142人、前年度比が77人の減、35.2%の減ということになっております。県全体としましては、資料の5ページになりますけれども、国公私立を含めた中途退学者数は225人ということで、割合としては1.1%、全国平均が1.4%ということですので、全国平均を下回っている状況にあるということが出来ます。退学者数については、全日制、定時制、通信制いずれも減少しております。資料17ページに戻っていただきまして、内訳では学校生活・学業不適応、進路変更による退学者の割合が高くなっております。懲戒による退学者数はいないという状況であります。

ここまで、大きく概要のほうを説明させていただきました。資料に関しましては、1ページから5ページまでが概要版、県が発表しました概要版、6ページ以降が詳細版ということになっております。概要版の各ページの下のほうに関しましては、点線の四角で、我々が今後この状況に関して推進していくべき対応、事業、施策等が記載されておりますので、こちらのほうをまた御確認いただければと思います。

## ●会長

ありがとうございました。かなり広範にわたる話でございまして、数字の話が多いので、まずは、委員同士の交換というよりも事務局に対する御質問が多くなるかと思っております。不登校の話は後からまた出てきますので、どちらかといえば暴力行為とかいじめとかそういったことを中心にお話しいただければと思います。

●委員

概要版の3ページ、(3)の非常勤講師による中学校支援体制の充実というところで、小学校に対しては、これ中学1年生対象のクラスサポートティーチャーと、学びいきいきサポートティーチャーという名称が2つあります。この名称が違う理由と内容の違いというのは教えていただけますでしょうか。

●会長

お願いいたします。

●事務局

クラスサポートティーチャーというのは、中学1年生を対象にしており、いわゆる中1ギャップという、小学校から中学校に上がってきたときに、いきなりいろいろなトラブルが起きたり、不登校が多いというようなものに対応するものですが、悩みの相談や学習支援ということで、それぞれの学級に、授業の中に支援をするサポートの方が入るという事業でございます。学びいきいきサポートティーチャーというのは、不登校になったり、それから不登校がみだったりするときに、教室にはなかなか居れない、別の自学室といわれているようなところで勉強するというような場合の、自学室を利用した際のサポートする先生ということでございます。中学校の30校に配置しておりますけれども、完全な不登校にならないようにするための一時的に避難する場所であったり、不登校になった子が、もうそろそろちょっと頑張ってみようというときに、いきなりは教室には帰れないので自学室を経由して教室に戻るといったときに利用するというものでございます。クラスサポートティーチャーは、授業の中にといいことすし、学びいきいきサポートティーチャーは、自学室でのということす、役割は違ひます。

●委員

ありがとうございました。

●会長

それぞれどういう属性の方がなっておられるのでしょうか。

●事務局

教員の免許のある方を採用しているという現状でございます。直接授業をするということではなくて、サポートではありますけれども、例えばクラスサポートティーチャーですと、授業の中でメインの教員が授業するわけですが、その授業の指示になかなか自分のペースについていけないとか、今何を言われているのかちょっと混乱しているというようなとき

に、傍らにいろいろな指示をもう一回かみ砕いてわかるようにというようなことで、授業への参加がしにくいというような場合には、しっかりとそこをサポートしていくというものでございます。それから、学びいきいきサポートティーチャーのほうは、先ほど言いました自学室の利用でございますので、ここでもしっかりと勉強ができる、教室で勉強できるのと全く同じようにはできませんけれども、学習の支援ということで免許のある方を任用して対応しているという状況でございます。

●会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

2 ページの下の段の（４）、いじめ等対応アドバイザー、これはどういうふうな形で活用されているのでしょうか。

●事務局

いじめ等対応アドバイザーは、さまざまなケースがありますが、いじめの問題に関して学校の対応になかなか御理解がいただけなかったり、また、例えば保護者同士でうまくいかなくなって、いくら学校が間に入っても理解が進まないとかいうような場合に、法律の専門、弁護士であるとか、それから臨床心理士の方とか、警察の経験者でありますとか、専門家の方に間に入っていただくということでございます。例えば弁護士さんに相談して、学校の対応がきちんと法律にかなっているかというようなことであったり、保護者からのいろんな要求があったときに、それはしっかりと答えるべき内容として、学校もしっかり答えなさいと言われてたり、中立な立場でその問題を解決するための糸口を一緒に考えていただくということでございまして、例えば学校の立場を弁護していただくとか、保護者の方の考えを何か擁護するという、そういうことではなくて、あくまでも中立な立場でその問題の解決の糸口を探っていただくという方でございます。弁護士さんにつきましては、教育事務所ごとに1人ずつお願いをしておりますので、5名おられますけれども、その他の方は1名ずつの全部で9名でございます。要請を受けて派遣して一緒に考えるというような体制の方々がいじめ等アドバイザーでございます。

●委員

これらの方々には学校あるいは保護者等への対応を実際にどれぐらいなされていますか。

●事務局

実績でございますが、平成30年度は9回ございまして、延べ16人です。平成29年は17回で延べ28人、年によって違いますけれども、同じ案件に対して2回とか行く場合もありますので、行っていただいて、さまざまな指導をしていただくということもございまして。それから、場合によっては重大事態が県立学校で起こった場合とか、小・中学校も一緒ですけども、重大事態の報告をする前に、対応がこれでいいのかというようなときに助言をいただくというようなこともございます。

●会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

それぞれ個々の数字には、それぞれ内容があると思いますが、特に暴力行為の事例を紹介された中で、教員の手をカッターナイフで切りつけたと、切った、こういったことについて、すごく懸念を持つのですが。

●事務局

先ほどのカッターナイフの事例は、文科省がこれは教師に対する暴力行為ですよとした例示です。

●委員

そうでしたか。わかりました。島根県では特に生徒間とか対教師暴力で、人に危害を与えたのかどうかといったところで、重大な事案はなかったんでしょうか。

●事務局

例えば対教師といいましても、最初から教員に向かっていくという事例はほぼありません。ただ、例えば友達同士で口論になっているところを止めに入って、その止めに入ったがため、何で止めるかということで手が当たるとか、ちょっと蹴ってしまうといったことはあります。

●会長

暴力行為のところは、昨年度はちょっと極端な結果が出ていましたが、今年も1,000人当たりという割合での国の統計を拝見すると島根県は青森県と並んで13.6と全国1位です。都道府県の特徴があるかといえ、そんなに全体を見渡すとないような気もするので、余りにしなくてもいいと思います。しかし、昨年度より少し下がっているというのはものの、小学校の発生件数は少なくありません。先ほど私、学校の空気と言いました



が、そういう子どもの暴力行為に及ぶような空気というのが学校全体の空気を悪くしていく傾向はあると思うので、その辺はきちんとモニターしながら見ていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ほかに、皆さんから御質問等ございませんでしょうか。

●委員

7ページの(6)の加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数のところですが、この中で保護観察の中学生が1人ということになっておりまして、保護観察を受ける、処分を受ける、家庭裁判所の決定ですが、非行の事案が進んでいるとか、家庭環境が余り芳しくないというようなことが考えられると思いますが、どうなんですかということ、また学校に在籍してらっしゃるわけですから、学校もそれなりの対応は求められると思います。そうしたことをちょっとお尋ねしたいと思います。

●事務局

個別の内容についてはなかなか具体的なところまでは把握はできておりませんが、暴力行為の場合、相手がけがをしてしまうというような場合に、ここに計上されるものがございます。今おっしゃっていただいたような事案で、実際問題として警察に補導されるというような状況はあるにはあるということでございます。

●会長

1件ですので、余り個別にというわけにはいかないと思います。

●委員

そうですね。

●会長

ただ、その上にある出席停止もそうですし、あるいは高等学校における退学、停学はありませんが、停学と訓告を合わせた件数は減っているとはいえないので、その辺にも一定の課題があるなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

10ページの(7)いじめの態様のところで、実際これ内容によって性、男女差があると思います。こういう男女差について統計的なものが出ていますがそこまではないですね。

●事務局

男女差については調査件数が上がってないので、把握はできておりません。

●会長

いじめそのものについては、やっぱり小学校の段階では女子のほうが男子よりも多いというような国の統計はあるようですね、最近はちょっとわかりませんが。それから、案外、校種や案件、態様によっては男女差があるものもあるんじゃないかと思います。

●委員

6 ページ、(1) の暴力行為を起こした児童生徒が在籍する学校数とあって、その下に学校の管理下と学校の管理下以外と書いてありますが、この意味を教えてください。

●事務局

全部の学校のうち、どれくらいその学校でそういう暴力行為があったかというのが学校数ということになります。学校の管理下というのは、登下校や学校にいる時間帯で、学校の責任の範疇の中で行われたというものでございます。学校の管理外というのは、家に帰って、例えば家庭生活であったり、休日であったりするような学校の指導の及ばないような状況の場合でございまして、この暴力行為については、学校の管理下だけではなくて、それ以外も計上するというので調査をしているものでございますので、このような書き方になっております。

●委員

いじめのことですが、9 ページの(5) で、発見のきっかけとして、地域住民からの情報というのも11件ほど入っていましたが、どんな形で情報が寄せられたのかというところがお聞きしたいですし、もう一つは、10 ページ、(8) のところで、いじめの児童生徒への特別な対応というのがありますけれども、いじめの子への支援もとても大事だと思っています。そこに別室指導をしたということで、かなりの数が上がっていますが、具体的にはどんなことがここに入るのかなというところを教えてください。

●会長

お願いいたします。

●事務局

いじめの発見のきっかけのときの地域の方についてですが、近所の方が通報されることがあるかもしれませんが、主には保護者の方ではなくて、その支援者とかいわれてる方などが学校や、それから教育委員会等へお話になって発覚するというような場合には、地域の方からの情報というようなくりでございます。

それから、加害の児童生徒に対する別室での指導ですけれど、一緒にいると被害の生徒がなかなか安心して授業を受けられないとか、それから、安心して登校できないという場合には、どちらを別室で対応するかというところもありますけれども、その中の一つとして、加害の生徒に別室で反省も含めて学習指導を行ったりする場合があります。

●委員

ありがとうございました。

●委員

8ページ、いじめの状況等で、(3)いじめの現在の状況について、解消しているものとありますけど、この調べの中で、解消したものがまた再燃したみたいなことっていうのは、どれだけあるのかなのか教えてください。

●事務局

いじめの解消というのは、もういじめたらいけんよって、はい、わかりましたって、それは解消ではありません。いじめが解消しているというのは、そういういじめの行為がやんでいるということで、その被害児童生徒が心理的にも苦痛を受けていないという状況がおおむね3カ月以上続かないと解消したといいません。それまでにまた同じようなことが起これば、これはもう解消した数には入らないということでございます。解消しているものというのは、今申し上げたような、おおむね3カ月以上となっているわけですが、年度末で締め切るため、例えば学校は3学期制が多いですので、3学期に起きたいじめというのは3カ月以上にならないので、これはみんな解消に向けての取り組み中の中に入ってきます。1年の間で、例えば1回解消して、さらにもう一回となったときには、解消してて、またもう一回再発したということですので、それぞれ数字が上がってくるということになります。

●委員

いじめの現在の状況において、その他というのは具体的には。

●事務局

具体的には、解消に向けての取り組みがなかなかできない例が、このその他になります。例えば転校してしまうというような状況でございます。

●委員

ありがとうございました。

●会長

今、御質問があったところですが、これも実は解消率という言葉がよくないと思いますが、全国平均が出ていて、全国的には84.3%です。島根の場合74.3なので、10ポイントほど低い値にはなって、解消すればするほどいいかどうか、ちょっとわからないところもありますが、この辺については何かお考えがありますか。

●事務局

これも報道機関に発表したときに、かなり丁寧に聞いていただきましたところですが、先ほど申し上げたように3学期に起こったものというのは、解消したものには入らないわけですが、実はその前の年とか、そのもっと前の年というのは、解消率がすごく高かったんですけど、結局、その解消したという認識が学校の中で非常に曖昧で、今、私が申し上げたようにおおむね3カ月以上とまっているという状況で初めて解消なんだというところでない認識もあったりして、解決を急がなければならないという気持ちはわかるんですけど、結局それで例えば握手をして終わりにしようとか、そういう実際、不適切な指導でまたなかなか難しい状況になってしまうというようなことも後を絶たないような状況がありましたけれども、しっかりとおおむね3カ月以上のやんでいるということをしつかりと見守りながら、継続した支援をしていこうというようなことで、学校現場にも強く指導もしたところですが、その結果として解消率が下がっているわけです。これについては、実態に応じてしっかりと対応していただいているからこそ下がっているのだというふうな認識をしています。

●会長

ありがとうございます。

●委員

いじめの対応の、いじめる側といじめられる側っていう、対応の仕方をしてますけど、その対応によってどう効果が出たかというのが、ちょっとこれではわかりませんが、この子にはこういう対応がいいんじゃないかということでそれぞれ何か選ばれたんでしょう。その効果がうまくいかなかったけれども、次、また別な対応をしたとか、そういうところもずっと学校のほうには記録として残るわけですか。

●事務局

それはもう学校に残ります。

●委員

それで、それぞれの効果が総合的に奏して、そのいじめが解消されたというような形と

して。

●事務局

はい、そうですね。

●委員

わかるようになっているんですね。

●事務局

特に、被害を受けた子どもには、必ず寄り添っていきますので、今どういう気持ちなのかということ、実際にいじめが起きているとか、またされたことはないのかとかということも含めて、聞いていく中で、解消しているかどうかというのを確認しますし、それから加害側のほうは、相手がどう思っている、どんな気持ちでそんなふうになっているのかということもしっかり考えながら、対応するというので、それについては、学校の中でしっかりとチームをつくってやっておりますので、それぞれ学校によっては、加害側の対応する人と、被害側の対応する人と分かれて対応したりすることもありますので、その記録というのはしっかりとってあると。それは、そのたびに、保護者の方にお話をしながら理解を得て、進めていくという状況ですので、それぞれ記録もとってございます。

●委員

その中で、結構保護者とその対応の仕方がまずくなって、もめることもあると想像しますけど。

●事務局

もめて困ったときに、先ほどのいじめ等対応アドバイザーが。

●委員

アドバイザーが出てくる。

●事務局

はい。学校としての対応が、例えば法にのっとったものであるとかということで相談をして、これは保護者が言われるとおりのので、もっと保護者の意に沿ったような対応をしてほしいという指導を受けるときもありますし、学校の対応はこのままでいいので、しっかりと保護者の方に説明をして理解をしてもらってくださいと言われるようなこともあって、なかなか言葉が十分に行き交うような状況でないときもありますので、そのときにはアドバイザーの方に間に入っていただいて、直接話をしていただくこともあります。

●委員

そのアドバイザーのようなところに、ワーカー的な方は入っていらっしやらないんですね。スクールソーシャルワーカーが入ってくるのかなと思って。

●事務局

今のところは入っていません。

●会長

弁護士の方はおられるっておっしゃいましたね。

●委員

ワーカー的な感覚でいくと、被害者ももちろん大事ですけど、加害者側がどうしてそういうふうな行動をしたかとか、家庭環境の中に踏み込み、環境的なところに踏み込む立場としては、何かその辺をもうちょっとアプローチできるような体制になるといいかなっていうのをお聞きして思いました。

●事務局

おっしゃるとおりだと思います。これはいじめ等対応アドバイザーで、そうやって何かあったときの対応をしていただくわけですけど、それぞれ学校にはスクールソーシャルワーカーが派遣できるようになっていますので、今おっしゃっていただいたようなことで対応していただいている場合もあります。

●会長

今、委員が言われたことは、すごく大事なことで、国のこの統計に出てくるものは、例えば対応が分類されていたりとか、あるいは特別な対応の仕方が分類されていたりなど、同じカテゴリーの中にいろんな案件が入っていますが、1つ1つを見ると多分、さまざまな事情の違いが当然あるはずですよ。これだけの数が集積されているので、例えば、仲のいい友達間で起きたこういう案件について、それも小学校なのか中学校なのか高校なのか、それについてこういう対応をしたときに、こういうところが分かれ目で、うまく解消していったケースと、それからこじれていって結構大変な、専門家が出ていかなきゃいけないような案件になったりという、ケース検討なんかの事例集みたいなものが、もし島根県であれば教えてほしいし、なければ今後、取組をされてはいかがかなというふうに思ったりします。個人情報もかかわるから非常に難しいつくり方になることはよくわかりますが。都道府県によっては、そういう事例集が出ていて、それを読ませていただくこともよくあります。事例集を例えば教育センターなどでの、先生方の研修の材料として使っていくような方向性もあるかと思いました。いかがでしょうか。

●事務局

事例につきましては、うまくいったケースといかなかったケースというのは、それぞれの県の、島根県もそうですけど、それを文部科学省に出して、その文部科学省が集積して今、公表しているものがございまして、それを使って島根では研修に使っているところですが、今おっしゃっていただいたように具体的に、自分の県のものでつくるというのも一つの方法かなというふうには思いますので、また今後考えていきたいと思います。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

●委員

2 ページのところですか。下の枠の（3）のところは、生徒指導に係る校内研修の充実ということで、教育センターのほうから出前講座の活用ということが上がっておりましたが、私たち人権擁護委員も同じようなことをやっていますので、内容を教えていただければと思います。

●事務局

いじめの未然防止の取組というのは、アンケートQ-Uの研修であったり、それからいじめの対応に関するいじめの定義を学校の中でしっかりと認識をしていただいて、そういう場合にどんな対応をするのかというのを具体的に一緒に考えるというようなものが主な内容でございます。

●委員

対子どもではなくて、教職員に向けての出前講座ということですね。

●事務局

そうです、教職員向けです。

●委員

はい、わかりました。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

●委員

話が前後して申しわけありませんが、先ほど出ました事例集というところで、島根県内だからこそいろんな人材をどういうふうを活用していくのかという点で、具体的な事例を通しながら学ばせてもらおうと、それぞれの役割がどう機能していくのか、役割を担ってい

る者もさらに自覚ができて、本当にありがたいなというふうに私は思いました。

それともう一つ、資料の9ページの(6) いじめられた児童生徒の相談の状況というところで、本当に子どもたちが自分から相談をするという数が増えていて、これはやはりこれまでの取組の成果かなというふうに、本当に喜ばしいことだと思いました。ただ、誰にも相談していないという数も増えていて、そのあたりの状況がどういう状況にあるのかというところを教えていただけたらと思います。

#### ●会長

誰にも相談していないがそもそもなぜ数が増えるのかがよくわからないんですが。

#### ●事務局

わかった時点では、もちろん対応はしていますので、そのまま放っておかれたということではないわけです。本当にわからなかったらここに数字が上がらないと思いますので、そのときの段階で今まで誰にも相談していなかったということでございます。いじめの発見のきっかけもそうなんですけれど、子どもたちの保護者の方からの、本人の訴えとか保護者からの訴えというのが非常にストレートに届くようになりました。これもさまざまな取組が理解されてきたので、言ってもだめだなではなく、やっぱり言って相談しようというふうな状況になってきたんだろうというふうに肯定的に捉えております。

相談の状況ですけども、我々もやはり誰にも相談していないという状況はやはり何とかしなければというふうに思っております。学級担任に相談するというものがものすごく多い数字になっているわけですので、これはいい方向だとは思いますが、誰にも相談していない人たちをどう対応していくのかということ、今、やっておりますSNSでありますとか、それから先ほどもちょっと説明がありましたけど、高校生とかは周りの大人へあまり言わないというのがその数字でも出ております。アンケートなどには書くのでそれでわかるというような実態がありますので、これらも含めてやはりSNSであったり、電話相談などを活用するという方向で、しっかりと対応ができるような方法を考えないといけないと思っております。

#### ●会長

いわゆる発信をどうサポートするかみたいところは、また後段SNSのところに出てくると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

#### ●委員



誰にも相談をしていない子で、アンケートなどではよく出すというふうなお話もありましたが、2ページのところのいじめの問題に対する今後の対応で(1)の下から2番目に学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり、これはQ-Uの活用と思いますが、少し具体的に、どう活用してどう進められているかというのが、例として一つでも二つでもお聞きできたらなというふうに思います。

いじめの状況が起きてからQ-Uを見てみると、明らかに随分前の段階でそういう傾向が見られたといったケースにも出会ったことがありますので、ぜひ活用していただきたいのですが、そのあたりの具体的なことが教えていただけたらと思います。

### ●事務局

おっしゃるとおりで、何かあったときにQ-Uを見て、ああ、そういえばこの子はここにプロットされているっていうようなことが以前はありました。それをなくそうということで、先ほども質問していただきましたけど、出前講座等で、Q-Uについてはいろいろ活用できるようにしていただいているところですし、学校ではおおむね年2回やっていたくような状況でもあります。Q-Uを使ってどんな対応をしているのかということなんですけども、このQ-Uが全てではないと思っていますが、一つのツールとして使っていく上で、個人的な今の状況が全体の中でどういうところに位置しているのかということがわかるものでもありますし、それからもう一つは、子どもたちが学級をどんなふうに考えているのかが、グラフの中にあらわされて、点であらわされて、その広がりによって、例えばこの学級はみんなで和気あいあいとしているとか、みんな好き勝手なことをしていて、それぞれは楽しいけれど全然横のつながりがないとか、それから学級の中も好き勝手にルールが崩壊しているというようなことが、形としておおむね読み取れるというようなことです。学級担任はそれを肌で感じるわけですけど、それ以外の教員もそのグラフを見て、チーム学校として対応ができるような一つの見える化をしたものを使って、一緒に指導していこうというふうな使い方をしております。

例えば、学級の中で、あんまり満足してないなという生徒が、学級に全体で何%ぐらいいるのかというのは、あらかじめわかるわけですけども、そういう子どもや学級に対して自分の意見を言えるような授業づくりをしていこうということでもありますとか、それからグループでの活動を主に取り入れていこうというようなものを、小学校だと学級担任がやれば、授業の中が改善するわけですけど、中学校や高校の場合ですと、学級に行く教科担当の教員にも協力を得ながら、そういう仕掛けをしていくことによって、改善していく

というのを今度は数字で改めて、どんなふうに変わっていったのかってということがわかるというようなことで、活用させていただいているということでございます。

島根県のQ-Uでのおおむねざっくりとした平均ですけども、学級に対して満足しているという子どもたちは、全国平均からするとかなり高いです。ただ、去年も申し上げたかもしれませんが、学級の中で自分が認められているというふうに感じている生徒というのは、全国平均からすると、どの学年もやや低いという状況でございます。以前は、つつましい県民性などと言われてたんですけど、やっぱりそうじゃないというふうには、感じておまして、自分のことをやっぱり自分でそのままでいいとか、自分は人の役に立っているとか、人から認められているというような思いがやはりちょっと低いところが、課題であるなというふうに学校現場のほうも考えているところでございます。

●会長

よろしいですか。

●委員

わかりました。

●会長

見逃しというかアーチファクトというか、見える化したときに一番危ないのは、見える化のデータからは見えにくいものが絶対にあって、データではこうなっているのに、何で学級はこうなんだろうというずれが生じるのは、Q-Uが悪いとかいいとかいう話ではなく、子どもがアンケートに自分から答えた結果の集積として出てくるので、基本的には子どもの答え方に左右されてしまいます。見える化してそれが出てくるということは、当然自分の学級の評価にかかわってくるから、アーチファクトは、わざとじゃなくても人間だから当然入るというふうに私は考えていて、だから悪いとかいいとかではなく、そういうずれに関しては多分把握しておくべきと思っています。そのあたりはどうでしょうか。

●事務局

Q-Uをやっていて、我々教員が多いですけども、自分のクラスでやったときに、ああ、大体そうだよなって思うことがほとんどです。しかし、たまにそうでない、今おっしゃったようなことがあって、例えば学級の中では、そんなに勉強が得意なわけでもないし、それから友達関係がうまくいってるわけでもないんですが、ちょっと横柄だと、ドラえもんでいうとジャイアンのような生徒さんは、すごく満足したところに出てきます。何でだろうと思うと好き勝手をしているということなので、出てくるのも当たり前だということ

ですが、我々が見逃しがちなのは、本当に学級のみならずからも認められていない、それから人からも何か、あんまり、いじめられるというような状況があるっていうのは、もう誰でもわかって、そのグラフの中でいうと、一番気をつけましょうのところに出てくるんですけども、その周辺にいる子どもたちがなかなかわかりません。授業も真面目にやっているし、人との関係もそんなに悪くは見えなくても、やっぱり自分で非常にうまくいっていないというふうにまだ思い悩んでいるというような、そこにその、一番注意しないといけないという周辺にいる子どもたちが、やはり見逃しがちになるということで、それを見て改めて気がつくときもありますし、何か起こったときに、ああ、やっぱりここにおったというようなこともあって、やはり今おっしゃっていただいたように、これだけに頼るというよりも、やはり大人数で見ていくというツールとして使うものと思っております。

#### ●会長

ほかによろしゅうございますか。

そうしましたら、もう一つ大きな案件がございまして、不登校ということについて、少し焦点を当てて、データの分析を詳細にさせていただいておりますので、資料2に基づいて御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ●事務局

資料2をごらんください。初めに、島根県の小学校、中学校、義務教育学校の不登校児童生徒の状況について説明いたします。なお、義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含まれるものとして説明します。

まずは、1ページをごらんください。1ページのグラフは、島根県内小・中学校の直近3年間の長期欠席者数の推移をあらわしています。年間30日以上欠席した者を長期欠席者とし、そのうち不登校による欠席者を不登校児童生徒として計上しています。グラフの中央にある不登校児童生徒数のここ3年間の推移を見ますと、小学校、中学校ともに増加しており、特に小学校では増加が著しい状況にあります。中学校では29年度から30年度にかけての増加が著しくなっています。また、下のグラフで学年別の不登校児童生徒数を見ますと、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は多くなっており、どの学年においてもほぼこの3年間で増加しています。

続いて、2ページをごらんください。中ほどにあります2つのグラフは、全校児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合をあらわしたものです。小学校における不登校児童数の割合は、島根県、全国ともに増加傾向にあります。しかしこの5年間、島根県は常に全

国の割合よりも高い水準で推移しており、28年度以降は特に全国との差が広がり、島根県の増加率の高さがうかがえます。また中学校については、全国の割合に近い状況で推移してきましたが、30年度は全国値を上回り、増加率が高まっていることがうかがえます。1ページのグラフでも示しましたように、小学校の不登校児童数に比べると、中学校の不登校生徒数は多く、中学校における全校児童生徒数に占める割合は非常に高くなっています。

続いて、不登校児童生徒の継続数と新規数の状況について説明します。昨年度もこの場で説明させていただきましたが、継続数というのは前年度も不登校であった児童生徒数のことをいい、新規数というのは、前年度は不登校ではなかったが、新たに不登校になった児童生徒のことをいいます。この国立教育政策研究所が示している不登校を継続数と新規数に分けて把握するという考え方を我们用いますと、先ほど示しました不登校児童生徒数が増加している状況を異なった見方で捉えることができます。具体的には、2ページの下グラフをごらんください。これは島根県の小学校の28年度から30年度の学年別の継続・新規不登校数の推移を、同一児童生徒の経年であらわしたグラフです。どの学年においても、28年度の不登校児童数のうち、翌29年度に継続して不登校となっている継続数は減少しています。これは29年度から30年度にかけても同様です。つまり、継続数に着目した場合、前年度不登校であった児童生徒のうち、一定数は不登校の状態が改善され、登校するようになっていることがわかります。また、3ページにあります中学校のグラフにおいても同様の状況が見られます。小学校、中学校ともに継続数が減少しているのは、各校で個に応じた適切な対応支援に丁寧に取り組んでいただいている成果であると考えています。ただし、どの学年においても減少した継続数の上に、それを上回る数の新規数が積み上がることで、結果的に不登校児童生徒の総数は増加しています。これが継続数・新規数に着目した場合の島根県の不登校児童生徒数の推移の状況です。

では、そのうちの新規数に着目して見ます。3ページをごらんください。中ほどにあるグラフは、28年度から30年度の3カ年の学年別の新規数の状況を示しています。小学校では、学年が上がるにつれて新規数が増加する傾向にありますが、そのピークは5年生で、6年生になると新規数は少し落ちつきます。6年生は、学校生活において自己有用感を味わえるような機会がふえることや、卒業、中学校進学に向けての見通しが持てるなどの、6年生ならではの学校生活における様子が、新規の不登校を生み出しにくい状況に影響しているのではないかと考えています。中学校では新規数のピークは1年生で、その後

学年が上がるにつれて減少しています。中学校1年生は新しい環境や集団への適応、学習内容やスタイルの変化への適用などの難しさが一つの要因として考えられます。ただ、中学校1年生の新規数はここ3年間で減少傾向にあり、小・中の連携や中学校でのサポート事業等の成果により、小学校から中学校への接続における課題が改善されつつあるとも考えられます。

ここまで島根県の不登校の状況について説明してまいりました。これらを踏まえて、今後の不登校対応の取り組みについて御説明いたします。4ページをごらんください。まずは、不登校児童生徒数を継続数・新規数に着目して考えたときに、先ほども説明しましたように、継続数は各学年で減少の傾向にあり、不登校への初期対応・自立支援については、一定の成果が見られると考えています。専門家を含めた多職種によるチーム学校としての対応、個に応じた細やかな対応、支援が機能していることによる成果であると考えられます。しかし、不登校状態である児童生徒が登校するようになるのは容易ではないことの上に、登校が好ましい選択肢ではないケースもあります。不登校児童生徒には社会的自立を見据えた、個に応じた支援が必要となってきます。また不登校児童生徒の中には、登校はできていないが、教育支援センター等に通所するなど、社会的自立に向けた営みの過程にある児童生徒もいます。今後もこれらの継続数あるいは不登校傾向の児童生徒に焦点を当てた個別の支援につながる事業、施策を引き続き展開していく必要があると考えています。

一方で、不登校を減らすには、これまでどおり継続数を減らす取り組みとともに、新規数を抑える新たな不登校を出さない取り組みが必要であると考えます。そこで、今後の不登校対応において、まずは未然防止の取り組みの重要性が上げられます。昨年度より、この継続数・新規数に着目した取り組みと未然防止の重要性について、各種研修会、連絡協議会あるいは学校訪問等の機会に周知を図ってまいりました。引き続き、以下の未然防止の取り組みのポイントについて周知徹底を図っていきたいと考えています。具体的には、アンケート調査等を活用し、児童生徒の個々の学校生活における満足感や学校生活での意欲の状態を把握したり、学級集団の雰囲気や成熟状態を確認したりすることで、不登校の未然防止につながる取り組みが可能であると考えます。

また、5ページの上段に示していますように、未然防止の取り組みは全ての児童生徒を対象とした取り組み、学校、学年、学級を魅力ある場所と感じられるようにする取り組みが必要であり、あらゆる教育活動で教職員が主導で取り組む「居場所づくり」、児童生徒が主体となって進める「絆づくり」に取り組んでいくことが大切です。とりわけ、児童生

徒が学校で過ごす一番長い時間である授業において、児童生徒が居場所があると感じられるようなわかる授業づくり、全ての児童生徒が参加、活躍できるような授業の工夫が必要です。そして、学校が楽しい、みんなで何かをするのは楽しい、授業に主体的に取り組んでいる、授業がよくわかるなどと児童生徒が感じられるかどうかという、児童の視点に立った集団づくり、授業づくり、魅力ある学校づくりが重要であると考えています。

続いて、5ページの中ほどから示していますのは、現状として不登校児童生徒が在籍しない学校の取り組みの状況や児童生徒の意識等の調査・分析についてです。先ほど、児童生徒の視点の重要性について述べました。そこで、実際に不登校児童生徒が在籍しない学校において、児童生徒がどのような意識で学校生活を送っているかという点について、島根県学力調査における生活・学習に関する意識調査をもとに、特に小学校に着目して調査・分析を行い、今後の事業、施策等に反映させていきたいと考えています。

全59問の質問項目のうち、特にここにあげております12の項目に着目し、主として個に関する面、集団や人とのかかわりに関する面、授業に関する面などから、児童生徒の学校生活における意識について分析する計画です。さらに、不登校児童が在籍しない学校に訪問し、不登校の未然防止に効果を上げていると思われる学校体制や、取り組み状況等についての聞き取りを行い、同様に今後の事業、施策に反映させていきたいと考えています。これらの取り組みについては、今後さらに精査し、有効な調査・分析になるように進めていきたいと考えています。

これまで説明いたしましたように、島根県において小・中学校における不登校対策は、喫緊の課題であると考えています。学校が楽しいと感じられるような魅力ある学校づくり、個に応じた適切な支援が進められますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

以上で不登校の状況及び不登校対応の取り組みについての説明を終わります。

## ●会長

ありがとうございました。

非常に詳細な分析を昨年度も行っていただきましたが、ことしも引き続き、個々のケースの集積ではありますが、数値を丁寧に追うような形での分析をお示しいただきました。一方で、深刻なというか、全国よりも少し厳しい状況については大きな変化がないので、今おっしゃったような対策を進めていくということに関して、皆さん方から御意見をいただいて、議論をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

●委員

前年度よりの継続件数というのは、全体では不登校の継続者数が減っていますが、さらにその子たちがどうしたかと。全体では減ってはいるんだけど何人かは残っています。ずっと続いてきて、その減った人が次の年にどうなったかってのがわかりますか。

●事務局

県も調査はしますが、数しか追えていないので、今おっしゃったようにその後がどうなったかというところまでできてなくて、今おっしゃったようなところが重要なところというふうには思っているところです。

●委員

だから、結局、不登校から登校されるようになったというのは、何かが功を奏したんだろうと思うし、できなかったというのは何か問題があったんだろうと思います。そういうところは若干調査しないと。

●事務局

個別のものについては、学校からの、それぞれの単年度ではありますけれども、それをずっと経年で。

●委員

それを継続していかないと。

●事務局

はい、そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

●委員

それともう1点。4ページですが、登校が好ましい選択肢ではないケースもあるという判断は、どうされましたか。

●事務局

最近、学校に、登校を促すような指導をすること自体が、非常に心の負担になって、なかなか学校に行くどころか、家で逆なマイナスな動きになってしまっていて、引きこもったりするのもありますし、それから、ちょっと手が出たりするような状況にあったり。一番安定できる場所はどこかといったときに、やはり社会的自立を見据えて指導はしますし、学校、我々もそうですけど、やはり学校復帰は視野には入れながら指導はするんですけど、ただそれだけを最初からの目標にすると、保護者の人も追い詰めたり、本人を追い詰める

というようなこともあって、なかなかうまくいかないケースも増えております。我々としても、今、決して登校しなくてもいいと言ってるわけではもちろんありませんので、それは社会的自立を見据えた指導の中に、復帰することもあるので、それはしっかりと支援はしていくわけでございますけども、それを全面に出すと、なかなかうまくいかないというケースも多くなってきたので、こういうふうな言い方にはしておるところでございます。

●会長

よろしいですか。

●委員

そのとおりだと思いますが、では不登校の子たちに対しての支援について、具体的なことを考えていかなきゃいけないという段階ですか。

●事務局

もちろんそうです。何もしないという意味ではないです。

●委員

もちろんそうだと思いますが、そのあたりがちょっと見えてくるといいなと思います。どのようなことしたらうまくいって行くのか。学校へ来なくてもいいんだと、じゃあ何ができるのかって。たまたま相談があったときに、どうして行ってあげたらいいのか。

●事務局

やはり、この先どうしたいのかっていうところで、今は、ちょっと学校におれないような状況なので、ちょっと別のところで例えば教育支援センターであったり、場合によってはまた別のところで、子ども若者支援センターに行くってようなことだとか、その中で、自分はどうなりたいとか、将来も一緒に考えながら、こんな力をつけたいといって一緒に頑張って、勉強も支援もしたりする中で、もうちょっとこんなふうにはなりたいと思いはじめたときに、やっぱり自分は勉強せいかんいうふうに思ったときには、その方は学校に帰ってきますし、それからこんなふうになりたいんだけど、学校には帰れんけど、俺は自分で勉強したいって言われて、学校でないところで自分で勉強して力をつけて、その先は進学するというようなケースもありますので、その方を、将来どうしたいのかというのをやっぱり自分で考えてもらうという支援をするということが一番だと思います。

●委員

なかなかそれを、タイミングよくずっと継続的にやれる人がいるのかというのがちょっと。



●事務局

我々のところからですと、教育支援センターにお願いをしてやっていただいているようなところがありますけども、そこへ来てもらって、一緒に今言ったようにかかわっていただいたり、継続的ではないにしても、そこで相談をしてもらって今みたいな対応をしていただいているというような状況です。

●委員

それは受け身ですよ。入っていくというのはあるんですか。その家庭に向かって、教育支援センターの人が派遣されて。

●事務局

教育支援センターの中には、アウトリーチ型に今、変わってきているところもあって。例えばなかなか来にくい場合は迎えに行っていたり、家に行ってそこで学習支援をするというふうな形に変わってきてつつあります。ただ、それは全部ではないですので、そういう教育支援センターの支援のあり方についても、協議会等で、こんなふうにしていただいているというのを全県に今広げつつあるところございます。

●委員

ありがとうございました。

●会長

多分、今おっしゃっていただいたところは結構大事なところなんだと思います。

●委員

いいですか。それとは関係ないストレスの話で、内訳で病気と、不登校。病気の中でもいわゆる精神的なあるいは心理的なそういったものも含まれています、あるいは純粹に身体的な理由。そのような中で、例えば自傷行為を繰り返す、拒食だとか過食だとか、自傷行為、あるいは自己、今思春期妄想症というか、ちょうど中学生や高校生ぐらいになると、自分の体から発するにおいが周りに迷惑かけているとか、自分の存在そのものが周りから嫌われているとか、醜形妄想という自分の顔が醜いとか、そういういろんな妄想みたいなものを抱く、いわゆる自他の区別ができて、自我が少しずつ育っていくその過程で、いろんな妄想のようなものも出てくるということから、そういった子どもたちというのは、なかなか引きこもってしまって学校へ行かないというようなこともある。そういう場合に恐らく、児相だとか、教育センターとか、あるいは病院とかにつながるケースとつながらないケースがあります。そういったところの認識と対応というのはどういうふうに現場では

しておられるでしょうか。

●事務局

最初の資料の中に、13ページ、最初の資料、数字ばかり書いた問題行動調査、あの中に長期欠席のうち病気はということで、上げてございます。この中の病気にカウントして、長期欠席であるというのは、今いろいろ言っていただきましたけれども、病院で診断を受けた者ということでございますので、診断を受けてないけどそういう傾向でという場合には、不登校というふうに島根県ではやっていますので、他県のことは別に言う必要はないんですけども、島根県では不登校として、来ていないという状況にはしっかり対応しようということで、不登校として計上するという割合は、全国的の数字見ていただくとわかりますが、高いということはそうなんですけども、今いろいろ言っていただきましたけども、やはり病院というか医療につなぐという点については、これはスクールカウンセラーの方もそうなんですけども、いろいろ面談をしていただいたり、担任もそうですけど、いろいろ話をする中で、やはり医療につなぐことが必要である場合には、真っ先につないでいくというところは気にかけて、対応しているところでございます。

●委員

わかりました。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

●委員

不登校ということに着目したときに、私などは、その生徒の心の葛藤なんていうふうにも考えたりもします。現象としては不登校ということになっていますが、その中で、その生徒がどのように世の中について葛藤をして、それが成長の一つの気づきに至るのかどうかということも思いをはせながら考えているところですが、4ページの不登校対応の取組というところで、魅力ある学校づくりとありますけれど、大人が考える魅力なんだろうと思ったりもします。不登校の生徒の背景に思いをはせたときに、データとしてあらわれてはいないですが、およそどういものが背景として考えられるのかなっていうのを、委員会としてはどのように認識をされているのかなっていうのを教えてほしいです。

●事務局

先ほどの問題行動調査の資料の中の14ページ。不登校の要因としてそこに上げさせていただいているところでございます。14ページの上の表がでございます。この中には、小

学校もそうですし、中学校もそうなんですけど、学業の不振というのが大きな要因の一つであるというふうになっていますし、それからいじめを除く友人関係をめぐる問題、いじめで不登校になりましたというのは非常に数が少ないんですけど、いじめを除く友人関係ということで人となかなか気が合わんとか、何かそこにちょっといづらいうようなところが一つの特徴かなというふうに思っています。新たに進学をしたりなどして、その雰囲気になかなかなじめないというようなことが、入学、転編入学、進級時の不適應ということで出ています。これは中学校に多いというような状況でございます。ただ、これは学校が分類をしておりますので、家庭に係る状況というのが非常に多くなってということか、これで片づけられるのかというところももちろんありますが、その辺を丁寧に対応していかなければならないというふうに思っているところですし、学校の中で要因をうまく分類できないケースがほとんどですので、その中の主なものとして上げている状況ですので、今おっしゃっていただいたような背景が一つではない、いろいろなものがかかっているところがございますので、丁寧に見ていく必要があるというふうに感じております。

#### ●委員

不登校対応の取り組みの5ページのところで、調査とかアンケートをとっていくということについても、会長がおっしゃられたんですが、やっぱり生徒が書く、生徒が記述するというところに頼らざるを得ないというところがあって、一つのバイアスがかかりやすかったりとか、望ましさとして書くというような、そういう誤差ということも認識のうちに入れられるとやっぱり容易かなと、幅広く子どもを見立てていくに当たって、望ましさとリアルな心の内というものの乖離とかそういったところも捉えていくには必要かなというふうに思っています。

ありがとうございました。

#### ●委員

5ページを見ながらちょっと、お話ししたいんですけども、不登校は当然学校だけの問題ではないと思っております。学校は部分社会で、そこで努力すべきことは当然あるわけですが、家庭での生活リズムとか、あり方とか、そういった要因とか地域の状況とか、そういったこともかなり影響してきているというふうに思っています。このアンケートでいくと、7番まではどっちかというところと家庭とか地域に比重があるかなと思ったりします。8番以降については、これは学校の責任が大変重要であると思っております。いろいろなものを背中にしょって学校へ来るわけですが、最近特に思うのは、青少年の生活リズムが従前と

は全然違ってきているというふうに思っています。ゲームに完全にのめり込んで、睡眠時間も十分とっていない、学校で居眠りをする、職場で居眠りをする、そういう若年層がふえていると私は実感しております。単に眠たいというよりも寝てない。そういう人とちょっと話したときの話ですが、「睡眠ちゃんととってる？」と聞いたら、「とってます。」「何時ごろ寝てる？」と聞いたら、「1時か2時です。」って言うんですね。「何してるん？」と聞くと、「ゲームをしています。」「ゲームといっても学校へ来て、あるいは職場で寝とっちゃあやれんがあ」って返すと、「いや、人生には潤いが必要なんで、そういう時間を大事にしたいと思っています。」と、真剣に言うんですね。要するにゲームをするということが、自分の人生の彩りになっていると…。どんなゲームかちょっとのぞかせてもらったら、いわゆる対戦ゲームみたいなもので、どんどんレベルを上げていく楽しみがあるんですね。誰かと、見知らぬ人とやっているわけではなかったんですが。そういういろんなことが作用して、結果不登校という場合もあるんでしょうけれども、実態をつかむための質問項目というものは本当によく考えないといけないなと思っています。意図的に家庭生活のこと、地域のこと、学校のこと、そういったこともイメージしながら、あるいは全般的には生活リズムがどうなんだということもやっぱり、把握していく必要があると思っています。

要するに、実態調査アンケートの質問項目は、大いに吟味して作成する必要があるということが言いたいわけです。

具体的な例でいいますと、質問項目の8番は、「学校に行くのは楽しい」とありますが、これはP4の「魅力ある学校づくり」のところで、「学校が楽しい」というのが冒頭に書いてありますけども、私は楽しいというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。四六時中楽しいわけではないし、修学旅行は楽しかったか聞いたら、答えやすいんですよね。学習発表会が楽しかったとか運動会が楽しかったとかは書きやすいんですが。私らも会社に行ったり、職場に行ったりするんですけども、「楽しいか」言われると、何か違うんじゃないでしょうか。「学校へ行くのが好きだよ」とか、「いて安心できるよ」とか、何かもっと別の言葉で聞く必要があるのではないのでしょうか。「家にいて楽しい」とか、「家にいたら安心する」とか、何か、「家は好きだよ」とか、「家族は好きだよ」とか。楽しいというのはちょっとハードルが高くて、四六時中楽しいわけではないんだし。学校が楽しい、ちょっと見ばえはいいんですけど、何かもっといい言葉はないかなと思ったりしますけどね。

●会長

これはきょうの、全国の学力調査に付随する生活調査の部分なので、そのデータを多分利用して、不登校の少ない学校にはどういう数値が高いかを検証してみようという、そういうお話ですね。

●事務局

はい。

●会長

特段の新しい項目をつくってということではなくて。

●事務局

でも、おっしゃっていただいた内容はよくわかります。

●会長

たとえば生活・学習に関する意識調査の各項目がどのように不登校など学校生活の状況と関わっているか、あるいはまた学校による不登校の率の高低にどのような要因がもっとも関係しているかといったことを、これまでのデータの集積から見ていきたいと思うならば、統計的にはより専門的な方法（判別分析など）もありますので、そのような検討方法もあろうかと思えます。

●事務局

ありがとうございます。

●会長

ほかにいかがでしょう。

●委員

今不登校児童生徒数ゼロの学校の調査分析というのがありますね。実際ゼロの学校があると思えます。

●事務局

はい。

●委員

これはその地域性だとか、規模だとか、何かそういう特徴っていうのがあるものですか。ここだけじゃなくて、地域だとか、家庭がもっと大事とか。

●事務局

地域性でございますけど、どこの地域にもあります。小さな学校が不登校が少ないわけ

でもなくて、ただ、大きい学校だと全体的に不登校の数は増えてきますので。例えば、一つの学年2クラス以上ある学校で、3年以上不登校がないというような状況の学校について、今調査をしているというふうに思っているところで、その学校がどんな取り組みをしているのかというのを、周りに広げていけばというふうに考えておるところでございまして、地域別にも見っていますが、やはりある程度の規模を、ちょっと大きめの学校であるにはありますので、そこら辺をちょっとリサーチしているというふうに思っています。

## ●委員

済みません。不登校対応なんですけど、私、先ほど話に出てます教育支援センターというところに務めております。数年前だと適応指導教室というふうにいわれたほうが、皆さんにはわかりやすい名称じゃないかなと思います。今、小学生、中学生が来ていますけども、本当にそこには委員が言われたゲームにすごく没頭していて、睡眠時間がなかなかとれず、起きれなくてという子も来ています。今教育支援センターでは、学校に行くことはちょっとまだ難しいけども、教育支援センターだったら通所する時間も自分で決定できるし、やってきて、やりたいことも自分で基本的には決めましょうというふうな形でやらせていただいています。そういう中で、子どもたちが驚くほど成長するというのを感じさせていただいています。一つは、学校の枠であったり、追われる生活でないというところで、自分で決めて自分で動くという体験をいっぱいするからだろうなというふうに思っています。元気になった子どもたちが学校に向かう時期が来る場合が多いです。中学校3年生になって、進路をどうするかであったり、小学校6年生の段階で、どこの中学校に進学するかということが直近の課題になりますので、そのことを、本当にどうしたいか、どんなふうなイメージを持っているのかということから話を聞きながら、そうするためには、学校見学に行ってみようかとか、学校にこういうことをお願いしてみようかなどと話し合いの中で出てきたことを学校と一緒に要求を出したりしながら進路に向かって行くよう支えています。やはりキーになるのは、学校がどんなふうの不登校のことを捉えてくださって、その子のためにどれぐらいエネルギーを費やそうと思ってくくださるかという姿勢であったり、担任の先生の熱意であったりで、その部分が随分大きくかわるなと感じています。学校によっては、週1回は担任に限らずどなたかが、その子のために教育支援センターのほうに来て、一定時間一緒に過ごしてくださって、学校とのつなぎをいろいろやってくくださる。ある学校では、中学校3年生になったけども、授業がまだ遅れているということで、担任の先生が、この時間とこの時間とこの時間、空き時間があるから、もし来れ

る時間があったらおいでよという発信をしてくださって、自分が行けそうなこの時間とこの時間に行きますという形で学校に行き、別室で教科の指導をしていただきました。また、不登校児童生徒の受け入れ体制がきちんとできている学校ですと、教育支援センターに来ていて、週何日かは、何時間かは学校に行くという子もいますので、そういう場合には学校のこの時間には、何先生がどんな形でつきますよというような連絡調整をしながら、二人三脚でやらせていただいています。一方、あの子は学校に行くようになったけれども、またちょっと行きづらくなったみたいだといった情報を得て、心配して連絡をしても、そのことへの対応が十分でないと感じるようなところもあります。不登校は子どもの姿が目の前に見えない場合が多いので、目の前で起きることごとにいろいろと対応されなければならない学校はとても忙しくて、不登校の子どもたちへの対応は、どうしても後回しになるという場合も多いかなということも感じます。このごろ特に、学校の先生たちが、学校には来てないけれども、やっぱり大事な一人なんだとか、学校ではないところで一生懸命成長しているんだというふうに認識し、学校がその子とのつなぎを持っておくことが大事なんだというふうにどれくらい思ってくくださるかということが大きいと実感しています。不登校対応の取組での未然防止の考え方の、日々の学校生活の改善などは、本当にそうだと思いますし、これはわかる授業づくりだけではなく、日々どんな声かけをするか、それから日々その子の表情とかを見ながらどう繋がっていくか、子ども同士の絆も大事なんですけれども、先生と子どもたちがどうつながっていくかっていうようなところに気持ちを向けていただくことが大切だと思いますし、そのことは不登校だけではなく、学校で起きているいろんなことごと、根っこのところにあることだと思っています。そう考えるとまた、先生たちの忙しさも見ていますので、忙しさの中で会議があり、保護者の対応があり、子どもへの対応がある。そういう現状を考えると学校がもう少しゆとりがあったり、縛られない形での余裕のあるチーム学校になっていけばいいなと感じています。

それともう一つ、教育支援センターはちょっと変わってきてますよというふうに、さきほどお話がありましたけれども、今私が通っているところも、せっかく教育支援センターにつながったけれども、継続的に来れない子どもさんもおられます。そういう場合は、ご家庭が許してくだされば、こちらのほうから出かけて行って、週1回訪問させていただきますとか、その子の都合に合わせて何曜日のこの時間だったらいいなど約束をして、会えなくても会えても、出かけて行って関係を持って、保護者の方とも繋がっていくというようなことも、依然からそんな形で動いております。これは情報としてお伝えをしておきたい

と思います。

## ●会長

ありがとうございました。長い間取り組んでこられた総決算の御意見でした。

せっかくですので、全然違う観点の御意見を申し上げたいと思います。ここに書かれていることは当然進めていただければと思いますが、魅力ある学校づくりは当然大事で、そのために居場所だったり絆だったりという言葉が出てくるとと思いますが、魅力ある学校以外の場づくりというのは、進めるのか進めないのかということについて、県はどう考えておられるのかなど。つまり、ちょっと言い方は悪いが不登校先進県、昨年度も相変わらずベスト5には入ってるようなところでございますので、先進県として学校にいつまでも縛られなきゃいけないのかなど。今委員が言われたように、学校からのメッセージがいつも丁寧届いて、迎えに来てくださるという話はわかるけど、一方で、学校以外の場が充実しているということが大事な時代に入っていると思いますが、なかなか国の施策もそっちに向かってはかじが切れていないところが当然ながらございます。学校の先生方の疲弊の問題などももちろんありますが、「魅力ある学校以外の、しかも多様な子どもの教育という視点に立った場」を積極的につくる時代に入ってるんじゃないかなと私は個人的に思います。ただそのためには教育予算の問題とか人口規模の問題とか、さまざまな地域格差の問題があるので、それが都会のようにはなかなかやりにくいだろうなというふうに、一方で思ったりもいたします。そういった観点から、もう少し大切な視点として、卒業生っていいんでしょうか、不登校経験者の進路っていいんでしょうか、それが、今、義務教育の段階までしかデータ出ていないけれど、例えば高校あるいはそれ以後、どういうふうになっていったのかなというところについての追跡をどのぐらいされてるかなど。不登校だったからといって、全然一生がだめなわけでもないし、ただ、不登校であったこと、そこでのうまくいかなさが結構成人期に入っても、尾を引いているようなケースも一方であろうかと思えます。そういう意味では、少し不登校経験者の追跡調査を丁寧にやらないと、学級に戻った戻らないぐらいのことで終わってはいけないんじゃないか、その辺は貴重な資料になるんじゃないかと思ったりもいたします。全然違う観点からの意見を少し申し上げました。

ほかにいかがでしょうか。

最後にSNSの状況をまとめていただいておりますので、資料3に基づきまして、もう既に第1回をやっていただきまして、次回が1月、来年の1月5日から19日までのとこ



ろで、15日間予定されているという内容も踏まえていると思います。1回目の報告や2回目に当たってのことについて、御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ●事務局

まず、今回実施したSNS事業の概要でございます。県では、いじめ相談テレフォンや、24時間子供SOSダイヤルといった電話相談また教育相談、教育センターでの来所相談により、児童生徒に関する相談窓口を設けておりますが、今年度、生徒が相談しやすい環境として、無料通信アプリLINEを活用した相談を、文部科学省の事業のSNS等を活用した相談体制のあり方に関する調査研究に参画する形で、窓口を開設いたしました。この文部科学省の調査研究事業ですが、文部科学省が一つの民間事業者、今回はエースチャイルド株式会社という会社で、東京にある会社でございますけれども、そこと契約をして、その事業者が複数の自治体の生徒を対象に一つのアカウントを開設し、LINEでの相談を受け付け、広域での効果的・効率的な相談体制の仕組みについて検証する調査研究事業です。この事業は島根県のほかに、奈良県と香川県が参画しました。また今年度2回開設し、その結果を検証することになっております。

次に、第1回目の実施結果について説明いたします。第1回目の相談期間は、8月の29日木曜日から9月12日木曜日までの15日間で、午後5時から午後9時までの受け付け時間でした。

島根県の対象者は、県内の公立高校及び特別支援学校高等部の約1万6,000人で、1学期の終業式また2学期の始業式に合わせ、資料にもつけておりますけれども、お知らせのチラシまたカードなどを配布して利用を呼びかけました。この相談は、相談経験の豊富なカウンセラーまた研修を受けた大学生などが、チームで返信する仕組みとなっております。勉強の仕方がわからないとか、その日に学校であったことなどの雑談を含めて気軽に相談できるものとなっております。

次に、相談件数です。ただし、今回は一つのアカウントで3自治体が同時に実施しています。相談に入る前に、島根県か、その他参画している奈良県、香川県、またその他などを選択する画面があります。その画面で、島根県として登録した生徒さんについての件数と分析になります。島根県で登録した人の1回目の15日間の相談期間の相談件数は、431件でした。ちなみに現在教育委員会の開設しています電話相談窓口、先ほど申しました、いじめ相談テレフォンと24時間子供SOSダイヤルですけれども、この同じ期間に

かかった相談件数は、26件でした。この期間での相談件数の結果を比較すると、SNSの相談件数は電話相談の1.6倍を超えております。このことから、生徒には相談しやすいツールであると受けとめております。

次に、相談件数の推移ですけれども、開始日の8月29日が最も多くなっています。また、前半の1週間に比べ、後半は減少し、件数の増減も緩やかになっています。

次に、相談内容の内訳を棒グラフで示しております。これは実際に対応した相談員により分類されたものです。主なものとして、友人関係、恋愛に関する悩み、学業・進路などがあり、この中ではいじめや不登校に関する相談として分類されたものはございませんでした。

この分類の項目ですけれども、文部科学省が分類している項目を基本としているため、その他が多くなっております。そしてその基本項目については、いじめの問題なども入っているのですが、今回島根県での相談で、分類されたものはありませんでした。その他の内容について、事業者のほうに問い合わせましたけれども、部活動のこととか学校行事のこと、また自分自身のことなどの雑談が多いようでした。また、このSNS相談ではメニューとして、心理テストというものがあるんですけれども、それを終わって今回は相談を終わりにしますということを選択した生徒さんたちの件数もその他に入っております。

しかし、たまたま今回は、いじめと分類されたものはなかったわけですが、件数の多い友人関係など、またその他の中には、実は隠れて入っているものもあるかもしれない。聞き出し方によっては、もしかしたら入ってくるのかもしれないとも考えているところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、相談件数のうち、学年別の内訳ですけれども、高校1年生が一番多く、学年が上がるほど少なくなる傾向にありました。

次に、性別の内訳では、圧倒的に女子の相談が多く、男子の3.8倍となっております。

次に、相談者の相談回数です。この表の見方で注意いただきたいのですが、これはLINEでのメッセージのやりとり、この吹き出しの回数ではございません。相談内容ごとに1件として計上して、1人の人が何回相談したかという表になります。この1回から、多い方は14回という件数も出ておりますけれども、これらの件数を合計すると、先ほど説明しました全相談件数431件に合致します。2回相談した方が一番多く35人、また3回までの相談は83人で、全体の68%と多く、それより後の4回からは、ぐっと少なくなっております。

それからこの相談の実施に当たりまして、緊急性のある相談については、県教育委員会と業者等で連携して対応することとしておりましたが、1回目の相談期間に緊急の該当事案はございませんでした。

次に、本事業の第2回目の実施についてですが、先週連絡がありました。この会議終了後にプレスリリースする予定でございます。第2回目の相談期間は、令和2年1月5日日曜日から19日日曜日までの15日間で、開設時間は前回と同様に、午後5時から午後9時までとしております。ほとんどの学校が1月8日に始業式がございますので、3学期が始まる前から相談ができるようになっております。各学校には、1回目と同様にカードを配布して、既に周知しております。

今後のSNS相談窓口についてですけれども、先進自治体の検証結果、また今回の2回の相談期間の結果も合わせて、開設に向けた検討をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

御質問は。

何か効果検証というところには少しまだ距離があって、全国的な取り組みの一部に参加して行われているところではありますけれども、本県の状況についてもう少し把握するには少しデータが要るのかもしれないですね。

●委員

感想ですが。

こうやって文科省の管轄じゃない、いわゆるひきこもりですよ、そういう方にはすごく有効じゃないかなと思います。他部署の管轄になるんでしょうが、今、高齢でひきこもりの数が、把握できないけども多くなっているというふうに言われてますし、ぜひ何かそういう方々への支援ツールに使ったらいいんじゃないかなと思いますけど。

●事務局

ひきこもり支援会議というのがまた別途、健康福祉部でございます。会議の中でもやはり、SNSのこととかも話題に出ているようです。健康福祉部のほうも考えがあるようですが、こちらのほうの結果も健康福祉部のほうに提供しながら、考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

●会長

今回のこれは、通常、高校に普通に行っている子たちの発信の方法としての試みという形で位置づけられますね。

●委員

SNSは大変フランクに相談ができるという意味では、本当に有効だなと思いますが、短い言葉でのやりとりになってしまい十分に伝わらないこともあるのではと思います。どこまでのやりとりで次につなげるのか、実際にそういったケースは出てきてはいないのでしょうか。

●会長

恐らく、次につなげる入り口の試みとしてやっておられるんだと思いますが、どのぐらいつながったかという意味ですよね。

●委員

そうですね。

●事務局

今回、電話につながるということはありませんでした。今回は広域で3自治体が一つのアカウントで参画しているというものでございます。ただ、こちらのほうも、これで終わりというか、SNSで終わりというよりは、できれば今後もし県としてやっていく場合には、電話へつなぐ方法の仕方、やり方とか、そういったところを他県のことを聞きながら、考えていきたいと思っております。

●会長

いわゆる文字のやりとりの、一般的なやりとりぐらいだと、そのうちAIがやるようになるんじゃないかなと思うんで、人間がやはりやらなきゃいけない相談にどうつなげるかというのが問題ですよ。ただ、リアルの人間が最初から出てくるととても不得意な人たちも多いので、こういうところを入り口という、そういう試みですね。

●委員

できたら中学校にも広げてもらうといいです。

●事務局

それも検討しているところです。

●会長

多分、中学生のほうにヒットするんじゃないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

法務省のほうで、全国一斉子ども人権110番というのがあります。これはこれまで、短期間に限って強化週間でやっていますが、今年度は名古屋のほうで、初めて電話相談にかえてSNSで、LINEで実施されたそうです。そのためにコンピュータを5台、それから臨床心理士等々を集めて大変な場づくりだったようですが、やはりとても効果が大きかったということです。今の小学生、中学生がどれぐらいっていうことはわかりませんが、もうこれからの方向として、やはりSNSを使ったそういう相談というものに本腰を入れていこうというふうな法務省の考え方だと聞いております。

●会長

だんだん生身の相談が要らなくなるということでしょうか。

ほかにございませんか。

これはまた様子を御報告いただいて、また審議できればというふうに思っております。

議題的には一応ここまでで、最後に意見交換という話になっていましたが、なかなかそういう時間がとれなくて、申しわけなかったなというふうに思います。きょう言い残したことや何か、たくさんおありだと思いますので、もしよろしければ少し御意見などいただき、交換までなかなかいかないと思いますが、意見交換は次回に置いておきまして、少し御意見ある方はおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

●委員

意見というか、ちょっとアナウンスを。

●会長

はい、どうぞ。

●委員

今年度、社会福祉士会のほうで、里親制度普及啓発活動ということで、講演会を企画しまして、3月1日の開催に向けて今準備中なんですが、ぜひ委員の皆様にも御案内させていただいて、御参加いただけるといいかと思って、教育庁のほうからは教育委員会、県の教育委員会も市の教育委員会も名義後援ですけど、していただきましたので、教育委員会を通じて皆さんに御案内してもよろしいでしょうかということですけど。

●会長

ありがとうございました。

●委員

またお願いします。

## ●委員

一ついいですか、済みません。

人権擁護委員のほうでは、以前お話ししたように人権教室というのを実施しております。5年前から中学生に、中学校の1年生を対象にしてやっておりますが、今年度も3回やりました。その中で、気になっていることを二つだけ言おうと思っております。まず一つは、小学校でいじめがあったということを、我々と話をしていく中で、かなりいろんなことを言ってきます。ところが中学校のほうは、そのことを全く知らないまま1年生の10月ぐらいまで過ぎてしまって、改めて、ええっ、そんなことがあったのかってということで、調査するようなことがありました。小学校、中学校の接続というんでしょうか、そういったところでどんな情報が中学校に渡っているのかということがとても大切だなと思ったり、これからの課題かなと思ったりしています。

もう一つ、魅力ある学校づくりというふうな話もありましたですけど、親和的な学級づくりという話もありましたが、実は私たちが人権教室に出かけていって、最後に大体学年主任さんあたりがお話をされます。我々としては、いろいろ丁寧に、子どもたちの心をほぐしながら、いろんなこれまであったいじめの体験とか、いじめのことを聞くんですけども、その中で、ぼそっ、こそっと、こんなことがあった、あんなことがあったと言ってくれます。そういったことがあった、その人権教室の最後に、子どもの代表がきょうはありがとうございましたと言います。その後、その主任さんあたりが、最後の総括されるんですけども、この総括がとてもやっぱりきついですよね。きょう、ああしてこうして、人権教室でみんなたくさんのかんことを教わったはずだと。いいか、このことをしっかり頭に入れて、あしたから頑張ろうねっていうふうな、そういう締めくくりが往々にしてあるんですよね。結局何のための人権教室なのか、また人権というものをどう考えていけばいいのかっていう、そこらあたりがなかなか現場と何かうまく、何か違うなということを最近特に思っております。魅力ある学校づくりの中で、教員として子どもとどう向き合っていくのか、最初会長さんのほうから、空気感というふうな言葉もありましたが、やはり何かお互い言葉を交わす中で出てくる、醸し出される何か雰囲気みたいなものを大事にした指導というものが、やっぱり必要なんじゃないかなということ子どもたちに会うたびに思ったりしております。

済みません、時間をいただきました。

●会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

全く関係ない話かもしれませんが、私はいろんな心の健康とかに携わる、かかわるそういう講演も時々させていただいて最近ふと思ったのは、幸せって何だろうかなど。いろいろたどり着いて、笑顔というのは、幸せに思えるっていうのはやはり笑顔が自然に出ることだと思います。そういう子どもたちの笑顔が学校でどれくらい見られるか、それはもちろん作り笑顔もありますが。本当に安心して自分を表現できる、あるいは自分の心からも笑えるっていう、そういう雰囲気づくりというのは非常に大事だろうなと思いました。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

また次回、今年度第2回目の会があるかと思っておりますので、その折にはまたというふうに思っております。

本日はありがとうございました。

【事務局あいさつ（教育監）】

委員の皆様、ありがとうございました。お忙しい中、こうして全員の委員の皆様にお集まりいただいて、大変貴重な御意見を賜ったなと思っております。

学校というのは、いろんなものを保障していかなければいけません。その中であってこの安全、安心の保障というのはイの一番だろうと思っております。子どもたちが安全を保障され、安心して学校生活を笑顔で過ごしてくれる、そういう場であってほしいと願っているところです。それがまた会長さんがおっしゃる学校の空気というものをつくっていくのかなと思ひながら、聞かせていただきました。

データから見えるもの、またそのデータでは見えないもの、そういったものにも学校の中で、アンケートをとりながら、しっかり把握していくことの重要性、それから何といたしましてもやはりチームで動く、担任の先生だけがしょって立つということではなくて、学校内での連携、それから今本当にスクールカウンセラーをはじめ、たくさんの専門家の方にお手伝いをいただいている、そういった方々との連携、また学校外、教育支援センター、医療関係、そういった学校外との連携も含めまして、チームとして対応していくというこ

との大事さを本当に感じたところでございます。また、小中高、縦の接続のところ、そういったところの情報共有、連携も非常に大切な部分だなと思いながら聞かせていただきました。

生徒指導に関するさまざまな課題はございますけれども、今後も一層未然防止に努めてまいりたいと思っているところでございます。今後も引き続きよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。